

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅳ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅳ-4-1) 基本目標Ⅳ:非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標4:個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働紛争処理業務室長 安藤 英樹</p>
<p>施策の概要</p>	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)に基づき、個々の労働者と事業主との間の個別労働紛争について、行政による総合的な紛争解決システムとして、都道府県労働局における相談体制を整備するとともに、助言・指導、あっせんにより、実情に即した簡易・迅速な解決を促進する。</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>経済社会情勢の変化に伴い、企業組織の再編、企業の人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等を背景として、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加している。民事上の個別労働紛争については、最終的な紛争解決手段として裁判制度があるが、時間、費用等の負担や、継続的な労働関係について判定的な処理がなされない場合があること等から、国や都道府県など裁判外の複数の機関がそれぞれの機関の特長に合った機能を持ち、当事者が選択できる複線的な紛争解決システムが有効とされてきている。こうした中で、国においては、労働関係の専門機関としての特長を活かし、①全国の都道府県労働局及び労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーによる様々な相談へのワンストップでの対応や、民事上の個別労働相談については、②話し合いを促進し、解決の方向性を示唆するための労働局長による助言・指導、③あっせん委員(弁護士等)による紛争当事者の合意形成のための紛争調整委員会によるあっせんという手段によって、個別労働紛争の実情に即した簡易・迅速な解決のための仕組みを整備しており、助言・指導については、迅速な処理が求められている。</p>			
	<p>2</p>	<p>あっせんについては労働者からの申請が多いが、相手方となる事業者が参加しない限り合意には至ることも少ないため、参加勧奨等により被申請者の参加率を高める必要がある。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんによる個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進</p>			<p>総合労働相談のうち、当事者間で争いが生じている民事上の個別労働紛争について、行政による簡易・迅速な解決が求められており、紛争解決制度として実施している助言・指導及びあっせん手続の処理が迅速に行われることが必要であるため。</p>
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>紛争調整委員会によるあっせんの実効を高めるための被申請人のあっせんへの参加率の促進</p>			<p>あっせんは、被申請人の参加が任意の制度であるが、裁判外での簡易・迅速な解決を促進するためには、参加率の向上を図ることにより制度の実効性を高める必要があるため。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
<p>① 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>95%以上</p>	<p>令和元年度</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>・ 総合労働相談件数は、11年連続100万件を超えるなど高止まり、かつ、いじめ・嫌がらせが7年連続相談内容のトップになるなど、多様化・複雑化している。 (参考) 平成28年度実績＝総合労働相談件数約113万件(前年度比9.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.5万件(前年度比4.2%増)、助言・指導申出受付件数約9千件(同0.6%増)、 平成29年度実績＝総合労働相談件数約110万件(前年度比2.3%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.3万件(前年度比1.0%減)、助言・指導申出受付件数約9.1千件(同2.3%増) 平成30年度実績＝総合労働相談件数約111万件(前年度比1.2%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(前年度比5.3%増)、助言・指導申出受付件数約9.8千件(同7.1%増)。 ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導がその特徴である簡易、迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。 ・ なお、助言・指導は迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「1ヶ月以内の処理割合が95%以上」と設定した。 ・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</p>

②	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合 (アウトカム)	-	-	90%以上	令和元年度	90%	90%	90%	90%	90%	<ul style="list-style-type: none"> 総合労働相談件数は、11年連続100万件を超えるなど高止まり、かつ、いじめ・嫌がらせが7年連続相談内容のトップになるなど、多様化・複雑化している。 (参考) (平成28年度実績＝総合労働相談件数約113万件(前年度比9.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.5万件(前年度比4.2%増)、あっせん申請受理件数は、5,123件(同7.3%増) 平成29年度実績＝総合労働相談件数約110万件(前年度比2.3%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.3万件(前年度比1.0%減)、あっせん申請受理件数は、5,021件(同2.0%減) 平成30年度実績＝総合労働相談件数約111万件(前年度比1.2%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(前年度比5.3%増)、あっせん申請受理件数は、5,201件(同3.6%増) このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが、その特徴である簡易・迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。 なお、あっせんは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「2ヶ月以内の処理割合が90%以上」と設定した。 また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 <p>平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</p>
						88.3%	86.5%				

(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
3	総合労働相談件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html	1,104,758	1,117,983								指標3～6は、測定指標1・2・7の根拠となる数字であるため、参考指標としている。
4	民事上の個別労働紛争相談件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html	253,005	266,535								・民事上の個別労働紛争相談件数 平成28年度・・・255,460件 平成29年度・・・253,005件 平成30年度・・・266,535件
5	助言・指導申出受付件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html	9,185	9,835								・助言・指導申出件数 平成28年度・・・8,976件 平成29年度・・・9,185件 平成30年度・・・9,835件
6	あっせん申請受理件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html	5,021	5,201								・あっせん申請受理件数 平成28年度・・・5,123件 平成29年度・・・5,021件 平成30年度・・・5,201件

達成手段1	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度				
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	2,102百万円 (1,943百万円)	2,238百万円 (2,118百万円)	3,016百万円	1.2	<p>全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。</p> <p>総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。</p>	510

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
7	あっせん手続終了件数に占めるあっせんが開催されたものの割合＝参加率(アウトカム)	-	-	50%以上	令和元年度	50%	50%	50%	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 総合労働相談件数は、11年連続100万件を超えるなど高止まり、かつ、いじめ・嫌がらせが7年連続相談内容のトップになるなど、多様化・複雑化している。 (参考) 平成28年度実績＝総合労働相談件数約113万件(前年度比9.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.5万件(前年度比4.2%増)、あっせん申請受理件数5,123件(同7.3%増) 平成29年度実績＝総合労働相談件数約110.4万件(前年度比2.3%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.3万件(前年度比1.0%減)、あっせん申請受理件数5,021件(同2.0%減) 平成30年度実績＝総合労働相談件数約111万件(前年度比1.2%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(前年度比5.3%増)、あっせん申請受理件数は、5,201件(同3.6%増)。 このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが個別労働紛争の解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんにおける開催率である被申請人のあっせん参加率を測定指標として定めているものである。 目標値については、過去3年(平成24～26年度)のあっせん手続終了件数に占めるあっせんを開催したものの割合(＝参加率)(平均53.8%)を踏まえ、「50%以上」と設定した。 また、単年度毎にあっせんの開催件数について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html
達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
(2)	個別労働紛争対策の推進(平成13年度)	2,102百万円 (1,943百万円)	2,238百万円 (2,118百万円)	3,016百万円	1.2	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。 総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。					510
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度		
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,237,832	3,015,978	3,324,738					
			補正予算(b)	0	0						
			繰越し等(c)	0	0						
			合計(d=a+b+c)	2,237,832	3,015,978	3,324,738					
		執行額(千円、e)		2,117,948							
執行率(%、e/d)		94.6%									
関連税制		-									
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革(閣議決定) 規制改革実施計画(閣議決定) 			<ul style="list-style-type: none"> 平成27年1月30日 平成27年6月30日 		<ul style="list-style-type: none"> 個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。 現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、都道府県労働局があっせんの参加勧奨について引き続き取り組む。 				